

神発第 1994 号
2022 年 1 月 20 日

日本ボーイスカウト神奈川連盟
団 委 員 長 各位
地 区 役 員 各位
県 連 役 員 各位

日本ボーイスカウト神奈川連盟
県コミッショナー 清水 裕

神奈川連盟新型コロナウイルス対応（第 22 報）

＝まん延防止等重点措置の再発出＝

政府は、神奈川県など 1 都 12 県への「まん延防止等重点措置」を、1 月 21 日から 2 月 13 日までの間適用することを決定しました。

神奈川連盟では昨年 10 月 20 日に、活動の自粛（県外への移動を伴うスカウト活動、及び県外の宿泊を伴う活動）を解除して以降、わずか 3 ヶ月で再び辛い活動制限を要請しなければならない事態となりました。

言うまでもなく、各地区各団はスカウトや指導者の安全・安心な活動のために、様々な感染防止措置を講じていただいているところですが、非常に感染力の強いウイルスがまん延している状況に照らし、以下の通り「神奈川連盟の対応」を策定しました。しかしながらそれでも Scouting Never Stop、感染拡大防止措置の徹底を図りながら、スカウト活動の継続をお願いします。

1. 【神奈川連盟の対応】

- スカウトの宿泊を伴う活動については、中止または延期としてください。ただし、県市町村、及び主に市町村教育委員会の対応等に基づき各地区・各団の判断によってください。
- スカウトの活動・集会は万全な感染防止対策を講じ、可能な限り規模を縮小した上で実施をしても構わないものとします。但し中・高等学校における感染者の発生は、「部活動における感染」が飛び抜けて多いことを十分に認識し、感染リスクの高い活動は行なわないようにしてください。
- 感染リスクの高い活動について、文部科学省「衛生管理マニュアル」*に記載されたものの例を挙げますので、スカウト活動に照らして判断願います。
 - ※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2021.11.22Ver.7)：参考資料記載
 - 児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤

ハーモニカ等の管楽器演奏」

- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- 活動場所は、普段から様子が把握できる安全な場所で行い、宿泊を伴わない活動であっても都道府県をまたぐ活動は中止または延期としてください。地域性もありますので最終判断は各地区・各団にて行ってください。
- 感染が判明した場合のみならず、発熱等、体調不良のスカウト・指導者、同居する者に発熱等の風邪症状がある場合には、活動を控えさせる等、保護者の判断や健康調査票の利用等により、客観的な判断をお願いします。
- 活動参加に不安を感じているスカウトについては、その参加・不参加について当該スカウト及び保護者の意思を尊重してください。
- 内部・外部団体による大会等への参加については、基本的に中止をお願いします。ただし大会開催地域の状況等にもよりますので、各地区・各団委員長の判断の下、その可否を最終決定してください。
- まん延防止等重点措置期間中の各種会議については、引き続きオンラインでの開催を強く要請いたします。オンラインでできるものは極力オンラインで行うようにしてください。
- まん延防止措置期間中に県連主催の研修が計画されていますが、宿泊（野営舎営に関わらず）を伴う研修については中止とします。
- 団委員研修所第 37 期（神奈川県川崎市）については、もう暫く様子を見て個別に対応いたします。
- 宿泊を伴わない地区開催の定型・定型外訓練については、地域性もあるので地区に判断を任せます。また県・地区開催の訓練の県外からの受け入れ及び県外への訓練参加は行わないものといたします。
- 各種の飲食を伴う宴会は全て自粛してください。

2. 【神奈川県の要請＝県民等に対して＝】

神奈川県からは、まん延防止等重点措置の主要内容として、以下の要請がなされました。※《特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針》令和 4 年 1 月 19 日制定：参考資料に記載

- 飲食店等に対する営業時間の短縮
- 大規模集客施設等に対する人数制限等の感染防止対策等の要請
- 県民に対し、生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛

- 「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避、マスク飲食の実践
- 職場における感染防止のための取組み（テレビ会議の活用等）
- Go To Eat は店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーにて利用

3. 【神奈川県教育委員会の対応＝県立学校共通部分抜粋】

神奈川県教育委員会では、神奈川県立学校における教育活動に関する対応を以下の通り決めました。ただし各市町村教育委員会では、それぞれ異なる対応を取っている場合がありますのでご注意ください。参考資料をご参照ください。

ア 「基本的な対応について」

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部または全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 「学習活動について」

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ 「部活動について」

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・ 活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

エ 「修学旅行等について」

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊に

よる感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

【参考資料】

- ① 《特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針》令和4年1月19日
制定 <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/83598/210119zisshihoushin.pdf>
- ② 神奈川県教育委員会より【各県立高等学校長・各県立中等教育学校長宛】《令和4年1月21日以降の県立高等学校等の教育活動等について》
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/220119_notice_highschool.pdf
- ③ 神奈川県教育委員会より【各市町村教育委員会教育長宛】《令和4年1月21日以降の市町村率学校の教育活動等について》
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/59581/220119_notice_elementaryeducation_1.pdf
- ④ 横浜市より市立学校長宛《まん延防止等重点措置の実施期間中における市立学校の教育活動について(通知)》令和4年1月20日→ご要望があれば配布します
- ⑤ 川崎市《まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動について》令和4年1月20日
<https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000115/115490/040120kawasaki.pdf>
- ⑥ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」=学校の新しい生活様式=2021.11.22 Ver.7
https://www.mext.go.jp/content/20211210-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

以上